

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生の防止に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 7 月 11 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の一部を改正する条例

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(平成 11 年鹿沼市条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (3) 建設汚泥 掘削工事から生ずる泥状の掘削物及び泥水のうち廃棄物の処理
及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定する
産業廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 改良土 土砂等又は汚泥若しくは建設汚泥にセメント、石灰等を混合するこ
とにより化学的に安定した処理を行い、土質を改良したものをいう。
- (5) 周辺住民等 次に掲げる者をいう。

ア 特定事業を実施する区域の境界から 100メートル以内の区域を活動区
域に含む自治会(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第
1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。)

イ 特定事業により生活環境に著しい影響を受ける者であって、規則で定める
もの

第 3 条の 2 第 3 項中「適合しない土砂等」の次に「又は改良土」を加える。

第 6 条の 2 中「前条の許可の申請」を「第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による申
請(以下「許可申請」という。)」に、「当該申請に係る特定事業区域内の土地の所
有者」を「次に掲げる者」に、「次条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同条に次
の各号を加える。

- (1) 許可申請に係る特定事業区域内の土地の所有者

(2) 許可申請に係る特定事業区域に隣接する土地（公有地を除く。）の所有者
第6条の2の次に次の1条を加える。

（周辺住民等への周知）

第6条の3 許可申請をしようとする者は、あらかじめ、周辺住民等に対し、当該許可を受けようとする特定事業に関する計画について規則で定める方法により周知しなければならない。

第7条第1項中「許可」の次に「(以下「許可」という。)」を加え、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 前条の規定による周辺住民等への周知の内容及び結果

第7条第2項中「第6条の」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第7条の2中「第6条の」を削る。

第8条第1項中「第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては」を「第7条第1項の規定による申請を受けた場合は」に、「第6条の許可を」を「許可を」に改め、同項第1号ケ中「(昭和45年法律第137号)」を削り、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条の3の規定による周知をしていること。

第8条第1項に次の2号を加える。

(9) 特定事業において改良土を使用していないこと。

(10) 特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、かつ、土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、周辺住民等の生活の安全又は生活環境の保全に著しい支障が生ずる場合は、この限りでない。

第8条第2項中「第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては」を「第7条第2項の規定による申請を受けた場合は」に、「第6条の許可を」を「許可を」に改め、同項第1号中「第4号」を「第5号」に、「及び第6号」を「、第7号、第9号及び第10号」に改め、同条第3項中「第6条の許可の申請」を「許可申請」に、「第1項第5号」を「第1項第6号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同条第4項中「第6条の」を削り、「第7条第1項の」の次に「規定による」を加え、「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第9条中「第6条の」を削る。

第10条第1項中「第6条の許可」を「許可」に改め、同条第2項中「前項の許可」の次に「(以下「変更許可」という。)」を加え、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第3項中「第1項の許可」を「変更許可」に改め、「第6

条の」を削り、「超えた」を「経過する」に改め、同条第4項中「第6条の」を削り、同条第5項中「第1項の許可」を「変更許可」に改める。

第11条本文中「第6条の」及び「を証するために必要な書面で規則で定めるもの」を削り、「適合しているかどうか」を「適合していること」に、「確認するために必要な書面で」を「確認するために必要な書面であって」に改め、同条ただし書中「当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定める」を「当該書面のうち安全基準への適合に係る」に改める。

第12条第1項中「第6条の」を削り、同条第2項中「第6条の」及び「規定による」を削る。

第13条第1項中「第6条の」を削り、同条第2項中「第6条の」を削り、「当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の」を「前項の」に、「当該特定事業区域の土壌についての」を「同項ただし書の」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「気象条件その他のやむを得ない事由により」を、「又は」の次に「土砂等の搬入が行われていないこと等により」を加え、同条第3項中「第6条の」を削り、同条第4項中「第6条の」を削り、「土砂等」の次に「又は改良土」を加える。

第13条の2を削る。

第14条中「第6条の」及び「規定による」を削り、「周辺住民その他の利害関係を有する者」を「周辺住民等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、指定する場所において、前項の当該特定事業が施工されている間、同項の書類の写しを、一般の縦覧に供するものとする。

第15条中「第6条の」を削る。

第15条の2の見出し中「への表示」を削り、同条中「第6条の」を削り、「ときは」の次に「、規則で定める車両を使用しなければならない。この場合において、許可を受けた者は」を加える。

第16条第1項及び第2項中「第6条の」を削り、同条第3項中「土砂等」の次に「又は改良土」を加える。

第17条第1項中「第6条の」を削り、「土砂等」の次に「又は改良土」を加え、同条第2項及び第3項中「第6条の」を削り、同条第4項及び第5項中「土砂等」の次に「又は改良土」を加える。

第17条の2第1項前段及び同条第4項中「第6条の」を削る。

第18条中「第6条の」を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号中「第6条の」を削り、同項中第8号を第9号とし、同項第7号中「第6条の」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の

次に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項の規定による届出の内容が虚偽であるとき。

第19条第2項中「第6条の」及び「(当該取消しに係る特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)」を削り、「土砂等」の次に「又は改良土」を加える。

第20条第1項中「において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認した」を「が次の各号のいずれかに該当すると認める」に、「住民」を「周辺住民等」に改め、「含む。）」の次に「若しくは改良土」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 安全基準に適合しない土砂等が使用されているとき。

(2) 第8条第1項第10号本文に違反する土砂等が使用されているとき。

(3) 改良土が使用されているとき。

第20条第2項中「特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、」を「前項の規定による命令(同項の規定による情報の提供に係るものを除く。)を」に、「、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずる」を「する」に改め、同条第3項中「、特定事業に使用された土砂等」の次に「又は改良土」を加え、「第6条の」を削り、「により許可を受けなければならない事項を同項の許可」を「に違反して変更許可」に改め、「当該特定事業に使用された土砂等」の次に「若しくは改良土」を加え、同条第4項中「土砂等」の次に「若しくは改良土」を加え、同条第5項中「土砂等」の次に「又は改良土」を加え、同条に次の1項を加える。

6 市長は、許可を受けた者が、第11条の規定による届出(以下この項において「届出」という。)をせず、又は虚偽の届出をした場合において、前条第1項第7号の規定により許可を取り消され、又は停止を命ぜられたときは、その者に対し、期限を定めて、届出をせず、又は虚偽の届出により特定事業に使用された土砂等又は改良土の全部又は一部の撤去を命ずることができる。

第21条中「第6条の」を削る。

第21条の3第1項中「の同意」の次に「(次項において「同意」という。))」を加え、同条第2項中「第6条の2の」を削る。

第23条中「第6条、第10条第1項」を「許可、変更許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可の申請」を「許可申請」に改め、同条第2号中「第10条第1項の変更の許可」を「変更許可」に改める。

第26条第1号中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定に基づき許可を受けている特定事業については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る特定事業について適用し、同日前になされた申請に係る特定事業については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。